

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

上里町は、埼玉県の最北端に位置し、都心から約85kmの距離にあり、北部西部は烏川・神流川を境に群馬県玉村町、高崎市、藤岡市に接し、南部東部は本庄市と神川町に接している。

交通網は、東西に国道17号、国道254号、関越自動車道、JR高崎線、JR上越新幹線などが横断しており、これらの幹線交通軸により東西方向の交流や結びつきが強くなっている。令和4年12月には、国道17号のバイパスとして本庄道路が整備され、国道17号の渋滞解消と市街地への車の流入が減少し、利便性と安全性の向上が期待されている。

土地は概ね平坦となっており、南部には児玉工業団地をはじめとした工業地域があり、また、西部には、関越自動車道上里サービスエリアがあり、平成27年12月には上里スマートインターチェンジが供用開始となり、高速道路を通じた町の活性化に期待が寄せられている。

本町の総人口は、昭和39年から一貫して増加を続けてきたが、平成22年の30,998人をピークに緩やかながら減少してきている。令和元年度に策定された上里町人口ビジョンでは、全国的な傾向と同じく、今後の本町の総人口はさらに減少していくことが予測されている。

また、人口を年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳から64歳）、高齢人口（65歳以上）に分けて、その割合の推移をみると、近年では年少人口は一貫して減少し、一方で、高齢人口は一貫して増加傾向にあり、生産年齢人口は横ばいから減少へと変化しつつある。

令和2年国勢調査による産業構造では、第1次産業の就業者の割合が全体の6.2%、第2次産業の割合が34.2%、第3次産業の割合が59.7%となっており、第2次及び第3次産業の就業者の割合が全体の9割を超えている状況にある。

また、製造業の就業者の割合は全体の27.4%、第2次産業のうちの8割を超えており、本町の産業の支えとなっていることがうかがえる。

少子高齢化による人口減少や生産年齢人口の減少が続く中、各事業所において労働力を確保することが喫緊の課題であり、限られた労働人口のなか、先端設備を導入することにより労働生産性を高め、各事業所の付加価値額を増加させることが急務となっている。

(2) 目標

上里町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備導入の促進を促すことで、地域経済の更なる発展を目

指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

上里町の産業は、製造業をはじめ建設業、卸売業、小売業、サービス業、福祉と多岐にわたり、多様な業種が町内の経済を支え、雇用の確保につながっていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

上里町の産業は、町内に広く点在しているため、より多くの事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

上里町の産業は多岐にわたり、多様な業種が町の経済を支え、雇用の確保につながっているため、これらの産業でより多くの事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は新商品の開発、自動化の推進、AIやIoTなどの最先端技術の活用やIT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

配慮すべき事項は、次のとおりとする。

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納している者を除く。